

社会福祉法人米原市社会福祉協議会 経理規程細則

1. 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会経理規程（以下「経理規程」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2. 「経理規程第8条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

(配分基準)

第1条 経理規程第8条第1項及び第2項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、別添1 共通経費の配分基準表のとおりとする。

2 前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人員数、介護保険等収入実績、使用面積、利用者数等による基準、又はこれらの2以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。

3 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

3. 「経理規程第41条に定める資金の積立に関する細則」

(積立)

第1条 経理規程第41条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

(取崩)

第2条 経理規程第41条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

(1) 当該積立資産の目的である支出があった場合 当該積立資産の金額範囲内の目的支出額

(2) 当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合 当該積立資産の総額

(3) 当該積立資産を積立目的以外に使用する場合 当該積立資産について理事会で取り崩すことと決めた金額

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から実施する。

2 経過措置として、平成26年度予算については、この規程の施行前であっても、この規程を適用する。

この細則は、平成29年4月1日から実施する。